

七尾市ぽい捨て等を防止する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市で暮らす誰もが快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、七尾市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成18年七尾市条例第36号）第44条の規定により定める不法投棄の禁止に関し、必要な事項を定め、市、市民等及び事業者が各々の責任を明確にし、空き缶等のぽい捨て、廃棄物の投棄、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等を防止（以下「ぽい捨て等の防止」という。）することによって、環境美化の促進を図り、安らぎと潤いが実感できる快適な生活を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物等の収納に用いられる容器又は包装材、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類するものであって、投棄されることで環境美化を損なうものをいう。
- (4) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物（空き缶等を除く。）をいう。
- (5) ぽい捨て 空き缶等を回収容器及び定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- (6) 飼い犬等 自己が所有し、又は管理する犬、猫及びその他愛玩動物をいう。
- (7) 喫煙 火の付いたたばこを吸うこと又は持つことをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (8) 路上喫煙等 他人の身体及び財産を害するおそれ又は子どもその他の喫煙をしない市民等が他人のたばこの煙を吸わされるおそれのある喫煙で、公共の場所（道路、公園、広場、河川、港湾、海岸その他の屋外の公共の用に供する

場所をいう。)におけるものをいう。

(市の役割)

第3条 市は、ぼい捨て等の防止を図るために、必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、ぼい捨て等の防止の必要性について、市民等及び事業者の意識の向上に努めなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、前条第1項に規定する施策に協力しなければならない。

2 市民は、その居住する地域において、ぼい捨て等の防止の必要性について、連帯意識の向上を図るとともに、安らぎと潤いが実感できる快適な生活の確保に資する自主的な活動に努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第3条第1項に規定する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、ぼい捨て等の防止の必要性について、市民等及び従業員に対する意識の啓発に努めるとともに、安らぎと潤いが実感できる快適な生活の確保に資する自主的な活動に努めなければならない。

(きれいなまちづくり推進期間)

第6条 市は、市民等及び事業者のきれいなまちづくりの推進に関する理解と関心を深め、積極的にきれいなまちづくりの推進に関する活動を行う意欲の向上を図るため、きれいなまちづくり推進期間を定める。

2 きれいなまちづくり推進期間は、毎年5月30日から6月30日まで及び毎年11月1日から11月30日までとする。

3 市は、きれいなまちづくり推進期間にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(ぼい捨ての禁止)

第7条 市民等は、空き缶等をぼい捨てしてはならない。

(廃棄物の投棄の禁止)

第8条 市民等は、廃棄物の投棄をしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第9条 市民等は、飼い犬等を連れているときは、当該飼い犬等がしたふんを回収

しなければならない。

(路上喫煙等の制限)

第10条 市民等は、路上喫煙等をするときには、携帯用の吸い殻入れを使用又は吸い殻入れのある場所で喫煙するよう努めなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第11条 市長は、第7条、第8条又は第9条に違反した者に対し、原状回復、違反の是正その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る措置を執ることを命ずることができる。

(公表)

第12条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該違反者等の氏名等を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、次の各号に定める機会を与えなければならない。

(1) 当該公表をされるべき者が意見を述べる機会

(2) 当該公表をされるべき者が自らに有利な証拠を提出する機会

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当し、第11条第2項の規定による命令に従わない者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第7条に違反した者

(2) 第8条に違反した者

(3) 第9条に違反した者

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。